|  |
| --- |
| 告訴状  江東区長殿  城東警察署長殿  住所　東京都江東区北砂５丁目20番１０－６０９  電話番号　080-4658-1518  氏名　孫　樹斌　　印  2021年~~10~~12月18日  告訴人　　　孫　樹斌  被告訴人　秋山　貞仁  告訴の趣旨  被告訴人の以下の行為は、国税徴収法第七十六条、国税庁第47条関係　差押えの要件の違反、個人情報の不正取得（個人情報の保護に関する法律）に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。  告訴事実  被告訴人は、令和３年10月28日、事前調査なし、事前催告連絡なし、告訴人の三菱UFJ銀行口座を差押え、告訴人のクレジットカード返済は失敗になった。被告訴人の行為は国税徴収法第七十六条、国税庁第47条関係　差押えの要件を違反した。  【乙６の４】  告訴人は　今　大宇宙ジャパン株式会社と東京地方裁判所で　民事訴訟を行っている。告訴人は　複数銀行口座がある、２０２１年１０月の時、この中で２０万円以上預金の口座もある。なぜ　わざわざ　給料専用の三菱UFJ銀行口座を差押したか？被告訴人の差押調査は被告訴人の個人情報を不正な取得した。２０２１年１２月１６日相談の時　銀行へ税務調査依頼の記録を提出しない、当日面談の時　「差押調査がない」を口頭承認した。（面談録音あり）  このように、被告訴人が公然と国税徴収法業務ルールを違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回差押えの解除が成立します。  そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。  以　　　　上  証拠方法  1．東京地方裁判所令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件　乙第６号証 |